外国にいても「在外選挙制度」で、 日本の国政選挙に投票できます。

在外選挙制度とは 仕事や留学などで海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度で、これによる投票を「在外投票」といいます。

在外投票するには 在外選挙人名簿への登録申請手続き後に受け取る「在外選挙人証」が必要です。

登録の申請方法は、以下の2種類です。

- 1 出国前に国外への転出届出をする際に文京区で申請する方法(出国時申請)
- 2 出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館(領事事務所 を含む。)に申請する方法 (在外公館申請)



< 出国前の申請【出国時申請】 > 申請場所: 文京区選挙管理委員会事務局

文京区で申請できる方は、当区の選挙人名簿に登録されている方のみとなります。

STEP 1 申請書を提出(国外への転出届提出日から出国予定日までの間)

<申請の際に必要なもの>

【本人が申請する場合】

- ①申請書(選挙管理委員会の窓口やホームページにあります。)
- ②本人確認書類(旅券、運転免許証、マイナンバーカード等の原本)
- ※国外の住所確認を旅券番号で行うため、可能な限り 旅券をお持ちください。



上記の①②に加えて、次の③④が必要です。

- ③申請者の申出書(選挙管理委員会事務局の窓口やホームページにあります。)
- ④委任を受けた方の本人確認書類
- ※申請書は本人の自署であること、また、申出書にも申請者本人の自署が必要です。

STEP 2 外国に居住後、在留届を提出

忘れずにお手続きください。在留届で国外の住所を確認後、在外選挙人名簿に登録します。

STEP3 「在外選挙人証」を受領

在外公館からの連絡により、在外選挙人証をお受け取りください。



1111111

(0

40

< 出国後の申請【在外公館申請】 > ※在外公館:日本国大使館・総領事館等

- ・登録には、在外公館の管轄区域内の住所に引き続き3か月以上住んでいることが必要です。(申請は3か月経っていなくても可能です。)
- ・手続きはお住まいを管轄する在外公館で行います。※申請書は窓口へ直接お持ちください。
- ・必要な書類等の詳細については、在外公館にお問い合わせください。
- ※「在外選挙人証」の交付手続きは資格調査が必要なため時間がかかります。余裕を持ったお手続き をお願いします。また、公示日から投票日までの間は登録ができませんので、ご注意ください。
- ※受領した「在外選挙人証」は投票するたびに使用しますので、大切に保管してください。
- *在外選挙制度の詳細は、総務省・外務省のホームページをご確認ください。



文京区選挙管理委員会事務局 ☎ 03-5803-1287